

豊監公表第16号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）8月8日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式7)

豊福安 第1589号

令和7年(2027年) 7月14日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和7年1月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
福祉部 長寿安心課	◆専決区分について 要援護高齢者短期入所事業の委託契約(単価契約)の起案の決裁について、事務決裁規程では「単価契約は、契約期間中の予定総額で専決者を決定する」とされているところ、起案書に契約期間中の予定総額が記載されていないため、専決者を決定することができないにも関わらず、課長専決で行われていた。	・起案書に予定総額を記載しました。 ・今後は、契約事務フローに則り、文書起案による単価契約でも予定総額を記載するよう指導するとともに、予定総額に応じた専決者で決裁を行うよう課内に周知しました。

	<p>◆契約保証金の免除について</p> <p>要援護高齢者短期入所事業の委託契約（単価契約）の起案の決裁について、事務決裁規程では「単価契約は、契約期間中の予定総額で専決者を決定する」とされているところ、起案書に契約期間中の予定総額が記載されていないため、減免の基準額と照合することができないにも関わらず、財務規則第110条第6号を適用して契約保証金を免除していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案書に予定総額を記載しました。 ・今後は、契約事務フローに則り、文書起案による単価契約でも予定総額を記載するよう指導するとともに、予定総額に応じた契約保証金の設定もしくは免除の場合は豊中市財務規則の適用条項を確認し記載するよう課内に周知しました。
	<p>◆契約保証金の免除について</p> <p>大阪弁護士会との地域包括支援センターへの法律相談支援業務委託契約について、起案書に、財務規則第110条第6号の「契約の相手方の協力を得られなければ施策を遂行できない場合は、その都度市長が認める額」に係る記載がないにも関わらず、同号を適用して契約保証金を免除していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・起案書に、豊中市財務規則第110条第6号の契約の相手方の協力を得られなければ施策を遂行できない場合に該当する理由及びそれを踏まえ認めた額を明記しました。また、契約保証金を免除する場合は、契約検査課ページの「契約保証金の納付の免除の事務取扱について」を確認して、免除理由の記載を省略することがないように、課内に周知しました。
	<p>◆専決区分について</p> <p>老人憩の家運営補助金の返還の起案の決裁について、事務決裁規程第11条第1項第1号別表8（3）の規定により部長専決とするところ、課長専決としていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専決者を部長に修正しました。 ・今後は、事務決裁規程で決裁権者を確認し、記載するよう課内に周知しました。

	<p>◆随意契約の公表について</p> <p>公益社団法人豊中市シルバー人材センターとの軽度生活援助業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約が締結されているが、財務規則第104条の2に基づく発注の見通し及び契約の締結状況の公表がされていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページに契約の締結状況を公表しました。・今後は、随意契約ガイドラインの内容を確認し、契約手続きチェックリストを活用して契約事務を行うよう課内に周知しました。
--	--	--